

旭川市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表 (案)

(令和 8 年 4 月 日改正)

| 改正 (新) | 現行 (旧) |
|---|---|
| <p>第 4 条 交通会議に会長及び監事を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 会長は、旭川市の職員の中から都市振興部長の職にある者を充て、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。</p> <p>第 10 条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、旭川市都市振興部交通政策課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和 8 年 月 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 に遡及して適用する。</u></p> | <p>第 4 条 交通会議に会長及び監事を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 会長は、旭川市の職員の中から地域振興部長の職にある者を充て、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。</p> <p>第 10 条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、旭川市地域振興部交通空港課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附則</p> <p>【追加】</p> |